

埼玉県訓令第三号

訓令

本庁  
地域機関

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和四十二年埼玉県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五十号中

ズ ツ ク 靴	田 植 え 長 靴	ゴ ム 長 靴	作 業 靴	雨 衣	防 寒 衣	白 衣	作業服	
							ズ ボン	上 衣
一	一	一	一	一	一	一	二	一
二	一	二	三	三	四	一	二	二

を

ズ ツ ク	田 植 え	胴 付 長	ゴ ム 長	作 業	雨	防 寒	白	作業服		
								ズ	冬	夏
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

靴	靴	靴	衣	衣	衣	ボン	用上衣	用上衣
一	一	一	一	一	一	二	一	一
三	二	三	三	四	一	二	二	二

に改め、同表第五十一号中

ゴム長靴又は田植え長靴	防 寒 衣
一	一

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

附 則

二		四	
を			
ゴム長靴又は田植え長靴	雨衣	防寒衣	
一	一	一	
二	三	四	

に改める。

靴	長靴
一	一
二	一